

## 離婚率の上昇と結婚カウンセリング方法の進展

嶋田津矢子

## 1. 結婚および離婚の国際的動向

国連の“*Demographic Yearbook*”に示される結婚および離婚の逐年の統計を追っていくと、戦後世界における結婚および離婚の国際的動向を、ある程度まで理解することができる。法制的および行政的に、公的基準を基礎に把握される結婚および離婚の統計は、それぞれの国の変化の過程を示唆しているけれども、しかし結婚および離婚、そのうちでも特に離婚率統計のごときは、それらの国々の戦後の社会状況の変遷のなかで、法制的変化もかなり顕著に進行しているの、期間的比較の数字が、そのままに正確に同一条件のもとでの変化を示しているとは言えない。しかもアルゼンチン、ブラジル、チリー、コロンビア、アイルランド、イタリー、パラガイ、フィリピン、スペインなど、ローマカトリック系文化をもつ諸国のように、久しく離婚を禁止し、別居を余儀なくしてきた国々の場合には、離婚事情の激変

している今日の実態を、そのままに統計的に表示し得ないので、実質的離婚の動きを的確につかみとすることは困難である。また結婚に対する離婚の比率も、結婚年令の低下による結婚件数の増加につれ、離婚件数が増加し、また再婚による結婚件数の増加を伴っているの、ただちに過去と同一の基盤に立っての比較と考えることはできない。

統計考察は、これらの前提条件を考慮にいれての必要としているが、離婚の国際的比較の趨勢を検討することによって、今日の結婚問題の動向を察知するのに、なにほどこ役立つことであろう。

そこに顕著にあらわれている若干の注目すべき点を指摘するとすれば、

1) 経済状況の沈滞している時期には、結婚件数はあきらかに減少する。例えば世界的恐慌のさなかにあった1932年には、多くの国で婚姻率は最低を示している。それが実業界にやや活気を取り戻した1935年になると、フランス、スペイン、ス

離婚率

人口1,000人当り、1932—1965年

国名	年次											
	1965	1964	1963	1962	1961	1960	1955	1950	1945	1940	1935	1932
オーストラリア	8.3	7.7	7.4	7.4	7.3	7.3	7.8	9.2	8.5	11.1	8.4	6.6
カナダ	7.4	7.2	6.9	7.0	7.0	7.3	8.2	9.1	9.0	10.8	7.1	5.9
チリー	7.6	7.2	6.9	6.8	7.2	7.2	8.9	7.6	7.7	8.3	6.9	6.4
デンマーク	8.8	8.4	8.2	8.1	7.9	7.8	7.9	9.1	9.0	9.2	9.3	7.8
フランス	7.1	7.2	7.1	6.7	6.8	7.0	7.2	7.9	10.1	4.4	6.9	7.6
西ドイツ	8.3	8.6	8.8	9.2	9.4	9.4	8.8	10.8	...	...	...	...
アイルランド	5.9	5.7	5.5	5.5	5.4	5.5	3.6	5.4	5.9	5.1	4.8	4.4
イタリー	7.7	8.2	8.3	8.1	8.0	7.8	7.6	7.7	6.9	7.1	6.7	6.4
日本	9.7	9.9	9.8	9.8	9.5	9.3	8.0	8.6	...	9.2	8.0	7.8
メキシコ	6.9	6.8	6.5	6.6	6.3	6.8	7.1	6.9	6.7	7.9	6.6	5.6
ネザランド	8.8	8.5	8.0	7.9	8.0	7.8	8.3	8.2	7.8	7.6	7.2	6.9
スペイン	7.2	7.4	7.6	7.7	7.8	7.8	8.1	7.5	7.2	8.4	6.1	6.6
スウェーデン	7.8	7.6	7.0	7.1	7.0	6.7	7.2	7.7	9.7	9.3	8.2	6.7
スイス	7.6	7.5	7.6	7.8	7.7	7.8	8.0	7.9	8.1	7.7	7.3	7.8
英国	7.8	7.6	7.5	7.4	7.5	7.5	8.1	8.2	9.3	11.2	8.2	7.6
アメリカ合衆国	9.2	9.0	8.8	8.5	8.5	8.5	9.3	11.1	12.2	12.1	10.4	7.9

イスを除く殆んどの国で回復現象がみられ、1940年には戦争被害の深刻であったフランスで、三分の一以上の落ち込みがあったほかは、概して婚姻率の増加を示している。

2) 殆んどすべての国——アイルランド、カナダおよび近年のオーストラリアを例外として——に施て、男性の婚姻率は、女性のそれを凌駕している。女性の寿命が男性よりも長く、また戦死や事故死が男女間の年齢分布をいびつなものにしているからである。

3) 年齢別婚姻率において、(イ)若年結婚——近年、その傾向が顕著となりつつある。1940年頃には、人口一千当たり20以下のスペイン、スウェーデン、スイスを除いて、米国、オーストラリア、カナダ、チリーなどにおいて、15才～19才の女子一千について40を越える高率を示していたが、1960～62年になると、20以下の国々も、若年結婚の上昇を示し、フランスを除いて、特にカナダ、デンマーク、英国などは劇的な増加を遂げ、米国はつねにその首位を保っている。1935年～41年には、20才以下の花婿は比較的稀れであったが、25年頃には「ティーン・エージャー」の花婿が、米国を筆頭に、諸国において増大の一途を辿っている。(ロ)60才以上の高令者結婚——1940年代に米国、オーストラリア、カナダ、英国を除いては、極めて稀れのことであったが、1960年代に入ると、その上昇率が著しくなっている。

4) 離婚率は、日本(1932年および1965年のいずれの時期にも0.8を示している)を除いては、一般的傾向として、上昇過程を辿り、1932年と1965年とを比較すると倍増している国が多い。初期に低率を示したオーストリー、カナダ、フィンランド、スウェーデン、英国のような国々では、著しい上昇を示している(例えば、1932年に対千、0.1であったオーストリーは、1965年には1.2に、同じく0.1であったカナダは0.5に、0.3であったフィンランドは、1.0に、0.4であったスウェーデンは1.2に、0.1であった英国は0.8に増大している)。それに較べると、初期に高率を示した米国、日本、フランス、オランダなどは、同水準または比較的ゆるやかな上昇率を示している(上述の期間比較で、米国は1.3より2.5へ、フランスは0.5より0.7へ、オランダは0.4

より0.5へ、という程度である)。しかしこれらの比率上昇は、主として1945年～1950年という戦争直後の時期に生じたもので、1950年以後には上昇率はほぼ停止している。米国に於ても最高離婚率を示したのは1946年の2.6であって、その後は2.2～2.3の水準をくり返してきたのである。戦争直前において婚姻率は異常な増大を示し、戦争直後において離婚率が、これまた異常の上昇を示すということは、結婚問題にとって、戦争の影響が変態的な深さをもつことを物語っている。しかし米国の Hugh Carter and Paul C. Glick, (*Marriage and Divorce: A Social and Economic Study*, 1970, p.30) に依れば、1966年には、オーストリー、西ドイツ、オランダ、スウェーデンが離婚率上昇傾向に転じ、1967～1968年には、米国が2.7および2.9に達しているのに対して、ソビエト連邦でも1966～1967年ともに2.8、すなわち1963年の1.3倍以上の高い率を示しているという。この飛躍的増大は、主として婚姻法の改正によるものと考えられている。

5) 夫婦年齢よりみた離婚率——離婚は配偶者相互の年齢と密接に関係することは、統計の上であきらかである。離婚が20～24才で最高率を示しているのは、西ドイツ、オランダ、ノルウェー、スウェーデンであるが、フランスと英国では25～29才で最高に達する。その後は離婚率は着実に下降するのが一般現象であるが、その後の年齢別比率の上下変動は国によって同一ではない。例えば、英国では25～29才のピークを過ぎると、年齢とともに急速に減少するのに、フランスでは30才以上において却って上昇する。

年齢別の離婚率は、男子の場合にはオランダ、ノルウェーでは20～24才に最高に達するのに、スウェーデン、西ドイツでは25～29才、フランスと英国では30～34才となっている。注目されるのは、米国では15～19才で最高率を占め、20～24才で若干の下降現象を示していることである。50才を過ぎると英国では婚姻一千あたり0.8、オランダ0.9にとどまるが米国では2.5、スウェーデンは2.0を示している。

6) 離婚の類型——離婚にいたるまでの結婚持続期間は、1～2年間であるのを通例とする国もあるが、他の国々では6～8年間を普通とする

夫婦年令別離婚率

婚姻一千当りの年令別離婚比率 1959~1962年

国名年次	年令								
	平均	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50以上
(夫)									
フランス (1961)	2.6	0.2	3.0	3.8	4.6	4.3	3.4	3.3	1.1
西ドイツ (1961)	3.4	0.4	6.3	7.9	5.6	4.8	4.5	3.0	1.3
ネザランド (1959 1961)	2.2	1.7	4.1	3.4	3.2	3.0	2.5	2.1	0.9
ノルウェー (1959 ~61)	2.8	3.5	5.5	3.8	4.7	3.9	3.1	2.8	1.3
スウェーデン (1959 ~61)	4.9	1.6	9.4	10.3	9.0	7.4	6.0	4.9	2.0
英国 (1960 ~62)	2.2	0.1	1.5	3.9	4.1	3.4	2.8	2.1	0.8
アメリカ合衆国 (1960 ~61)	7.5	24.8	22.0	15.5	10.2	7.5	6.9	5.6	2.5
(妻)									
フランス (1961)	2.7	1.3	3.4	4.7	4.5	3.9	2.8	2.7	0.9
西ドイツ (1961)	3.4	3.8	7.6	6.7	4.9	4.2	3.9	2.5	0.9
ネザランド (1959 ~61)	2.2	3.6	4.3	3.4	3.0	2.7	2.3	1.9	0.7
ノルウェー (1959 ~61)	2.8	2.3	5.9	5.1	3.9	3.5	3.0	2.5	1.0
スウェーデン (1959 ~61)	4.9	3.7	10.1	9.8	7.9	6.7	5.4	4.2	1.6
英国 (1960 ~62)	2.2	0.1	2.7	4.6	3.8	3.1	2.4	1.8	0.6
アメリカ合衆国 (1960 ~61)	7.5	29.0	18.9	11.1	9.0	7.1	5.9	4.2	1.8

United Nations, *Demographic Yearbook*, Vols. 10, 14, and 15.

いうように、離婚のパターンは、それらの国々の社会的背景の相違を反映している。一年以内というのは、夫、妻ともに25~29才の間でおこなわれる日本、夫25~29才、妻20~40才の間でおこなわれるイスラエル、ポーランド、アラブ連邦、1~2年の米国、それに対して三年以内は夫妻ともに30~34才のオーストリーおよびオランダ、四年以内は夫30~34才、妻25~29才のデンマーク、夫35~39才、妻25~29才のフィンランド、夫妻ともに30~34才のスウェーデンおよびスイス、六年以内は夫妻ともに40~44才のポルトガル、夫妻ともに30~34才のノルウェー、七年以内は夫35~39才、妻30~34才のオーストラリア、夫妻ともに30~34才のフランス、という種々相を示している。

これら諸国の多様性をうみだす原因としては前述の Carter および Glick の見解によれば(前掲書 pp. 34~35)、各国における結婚の一般的年令や、離婚者に対する態度を含む離婚に関する世論、離婚申請とその決定までのあいだの所要期間

をも含めて、離婚成立のための法的小よび財政的な配慮、また女性の雇用機会をも含めて(例えば、農村社会における婦人の雇用機会は、都市工業社会に比較して、はるかに限定されている)、離婚者のもつ選択の自由などの相違にあると考えられている。

これらの結婚および離婚に関する国際比較から示唆される一般の趨勢としては、次の諸点に特に注目する必要があるであろう。

1) 一般的には経済成長の急激な発達、また変動的には戦争状態の発生は、結婚年令の若年化を招来する。そこでは20才以下の結婚さえ、急速に増加している。

2) その結果として、また社会の民主化傾向の進展につれて、個人的欲求の比較的自由的な表現機会も多くなり、婦人の職場進出による経済地位の向上と、生活経験と視野の拡大に伴って、離婚要求も急速に増大している。いわゆる「戦争結婚(war marriage)」における軽率なかけこみ結婚

から生ずる破綻が、戦争直後に一時的に離婚数を増大せしめたのである。また一旦、離婚率が低下し、その後ふたたび上昇傾向に転じたのは、結婚観に本質的变化を生じていることを物語る。特に日本やポーランドのように、離婚前の結婚持続期間が一年に満たず、また米国でも1～2年が多数を占めているということは、その背景における文化類型が、結婚観の確立を促がすことの弱さを物語っている。またそのような結婚観の弛緩状況のなかで、離婚防止を可能ならしめる社会的処置、例えば結婚カウンセリングに、特別の工夫を必要としていることを告げている。

## 2. 結婚セラピーと家族セラピーの接近

私は昭和38年拙著『結婚カウンセリング』を発表したとき、結婚カウンセリングを家族ケースワークの一環として、家族問題との不可分の内面的連関を重視する必要があることを強調した。結婚カウンセリングは、それが厳密にカウンセリングの限界内にとどまるかきり、それはあきらかに家族ケースワークよりも狭い領域にとどまる。Herbert H. Aptekar, *The Dynamics of Casework and Counseling*, 1955. に従えば「カウンセリング」にサービスを付加したものが「ケースワーク」であって、結婚カウンセリングは、対象者の問題解決に全きを期そうとすれば、カウンセリング過程としての情緒的支持 (emotional support), 明確化 (clarification), 洞察力の発達 (insight development) の段階にとどまることなく、環境変容 (environmental modification) のサービスにまで進出せざるを得ない。結婚における環境変容は、おのずから家族関係のなかのサービス展開とならざるを得ず、従って結婚カウンセリングは、正確には「結婚セラピー」として家族セラピーのなかに位置付けられるべきものである。この本質的性格から言えば、結婚セラピーと家族セラピーとは、同じ科学的基礎にたつて、同一発展段階を進むべきであると考えられる。

日本の結婚カウンセリングは、私の前掲書を記した時期に未だ全く開拓的領域に属し、その後若干の進歩を示したとは言え、十分な科学的基礎を確立し得たとは言えない。わが国の現在の状況では、家族セラピーの方が、科学的研究としては一

日の長を示しているということができるのであろう。ケースワークやカウンセリングの可成り高度の発展を遂げている米国や英国、とくに離婚問題の緊急度の高い米国では、結婚カウンセリングは、次第に結婚セラピーとして独自の進歩を示してきたが、しかしその発展経路は、かならずしも家族セラピーと同一線上を辿ってきたということとはできない。米国精神保健研究所の David H. Olson の論文 "*Marital and Family Therapy*" (*Journal of Marriage and the Family*, November, 1970, p. 501.) は、近年の米国における結婚セラピーと家族セラピーとの研究進捗過程と、両者の関係についての包括的視野を与える貴重な報告である。彼によれば「これら二つの分野は、たがいに同じ時代に生まれ、科学として殆んど同じ発展段階に在るという意味で、まことに二卵性双生児のようなものである。両者はともに interdisciplinary な系統のなかで生まれ、成育し、それぞれ別箇の発達を遂げてはきたが、並行的な路線を進んできたのである。」

Olson 主張するところによれば、「結婚カウンセリング」という用語は、それが30年前に他の治療的接近と区別せられて、結婚における不調整問題の解決のための治療的接近を目指し始めた固有の活動範囲と多様性を、適切に含蓄するものとはいえない。それゆえ、すでに世界的に用い慣れている学術語ではあるけれども、「結婚カウンセリング」という言葉を探らず、特に諸種の治療的接近を一層正確且つ明確に表現するため「結婚セラピー」(marital therapy) という学術語を用うべきであると考えられている (ibid., p. 502)。そう言われてみると、結婚カウンセリングという用語は依然として新研究書に採用されてはいるが、1960年代の論文のなかには「セラピー」という表現が、次第に多く使われるようになっていくことに気付くのである。即ち結婚カウンセリングは、いまやセラピーの領域にまで深められてきていることを知る。私はこの論稿では、わが国で漸く馴染みはじめた「結婚カウンセリング」という表現を敢えて用いたいと思う。しかしその含蓄するところは、セラピー的視点への進出を意識的に内包するものとして、積極的方向を心にとむべきであると思う。

Olson の報告によれば、家族セラピー並に結婚セラピー研究は、特に1960年代に急速な発展を示している。1950年以前には米国において結婚セラピーに関する文献は僅かに25ほどしか公表されていないが、1950年代には約50、1960年代には100以上の論稿が出版されている。家族セラピー関係でも、大体同じような現象が見受けられ、1950年までは僅か20許り、1950年代には約60、それが1960年代になると250に急増しているという。これによって、これらの領域での研究関心の増大傾向をうかがうことができる (ibid., pp. 501~502)

米国でニューヨークに Abraham and Hannah Stone 夫妻による Marriage Consultation Center が創設されたのは、1929年のことであった。1942年に、The American Association of Marriage and Counselors が組織され、最近 (1970年) その名称も The American Association of Marriage and Family Counselors (AAMFC) と改め、新社会状況に対応して家族セラピストと合流する公的態度を表明することによって、活動焦点の拡大と深化の方向をあきらかにした。この AAMFC には、心理学 (19%)、ソーシャルワーク (19%)、牧師 (14%)、社会学 (18%) など、それぞれの専門職からの約1,000名の参加がみられるが J. A. Peterson, *Marriage Counseling; Past, Present and Future*, 1968, p. 130. f.) によると、会員の75%迄が従来は他の専門職に属しつつ、その臨床実践の一部として結婚セラピーを進めてきたのであるが、これらの全会員の26%までが、自己を「結婚セラピスト」専門職に属すると考えているという。このことは、いまや結婚セラピストが、次第に独立の専門職従事者として成立しつつある事情を物語るものである。

英国では、1937年の Matrimonial Causes Act 創定により、離婚数がかなりの増加をみるに至ったことを契機として、家庭崩壊現象の進行を憂う医師・牧師・ソーシャルワーカーの委員会の発議によって、1938年に The Marriage Guidance Council が創設され、従事者のための講習に着手した。英国における斯界の先達 David Mace 教授によって、ロンドンに最初のカウンリング・センターが開設されたのは、大戦勃発によって予定の1939年よりやや遅れて、1943年の秋のことであ

った。1968年、私がロンドンに同協議会を訪れた時の総主事 Gerald Sanctuary 氏の話では、1,400名の訓練されたカウンセラーをもつ民間活動として、政府からも42,000ポンドの補助を受けているということであった。彼の著書 "*Marriage Under Stress, A Comparative Study of Marriage Conciliation*, 1968. は、国際比較を背景に、英国における活動の水準と特色とを物語る好著である。

米国でも英国でも、このように従事者の数は増加しているけれども、各分野の専門職の総合的協力関係のなかで成長するこの新しい専門職活動では、経験によるテストにもとづく原理的研究の積み重ねが不十分であるため、臨床活動を理論的基礎に立って進めることは、必ずしも容易ではない。例えば近年のこの分野での目ぼしい文献と思われる Nash *et al* (eds.), *Marriage Counseling in Medical Practice*, 1964. R. H. Klemer (ed.) *Counseling in Marital and Sexual Problems*, 1965. H.L. Silverman (ed) *Marital Counseling*, 1967. あるいは J. A. Peterson (ed.), *Marriage and Family Counseling: Perspective and Prospect*, 1968. 等の諸書は、臨床経験のなかの個々のケース記録を中心に、実務技術についての報告を主とし、組織的理論の展開を意図するものは、未だ稀れである。

1960年代の理論研究の進歩とみなし得るものは、結婚関係 (marital relationship) 自体についての重要性認識が顕著になってきたことであろう。従来、フロイド理論の影響によって、一般に "Helping Profession" と呼ばれる領域では、個人内面の病的現象の取扱いに力点を置いてきたのに較べて、60年代には、個人のおかれた結婚関係の重要性に注目し、全体の治療過程を通して、夫婦両人を協力せしめる共同結婚セラピー (conjoint marital therapy) の方法が採用される場合が多くなっていることである。

結婚カウンセリングの初期の段階にあっては、その道の権威者といわれる人々の10人中6人までは精神医学者であるといわれてきたが、その後、他部門からの人々の参加につれて、精神医学偏重への反省の気風がうまれてきた。たとえ処置よ

しきを得て、対象者が家庭に戻っても、そこで再び元の状態に逆行したり、家族の他のメンバーが彼と同様の症状を示し始めたりすることから、対象者をうみ出すものは、問題家族それ自体のうちに潜在しているという認識を生じた。問題をもつ児童は、問題家族の所産であるという理解は、J. E. Bell, *Family Group Therapy*, 1961, にみられるように、治療過程に家族的要因を重視する後のいわゆる「家族グループ療法」を導きだしたが、その最も重要な提唱者は Nathan Ackerman であって、彼は 1957 年にニューヨークに最初の “Family Mental Health Clinic” を開設し、これを基礎として、1960年には全国的センターとして、“The Family Institute” がうまれた。“National Institute of Mental Health” の Murray Bowen (現在 Georgetown University 教授) や、同研究所の成人精神医学部主任 Lymane Wynne は、対象者をその家族単位に処置する方法を採用し、精神分析的方法をもって世に聞えた Eastern Pennsylvania Psychiatric Institute や Mental Research Institute of Palo Alto, また Family Institute of New York などは、いずれも精神分裂症や他の精神障害の処置のための家族の役割を重視し、家族セラピーと精神分析的接近方法との統一を意図し、Palo Alto の指導者、故 Don Jackson の論文 “Family interaction, family homeostasis and some implications for conjoint family psychotherapy” 1959 に提唱されたいわゆる “conjoint family therapy” を推進するために、1962年学術誌 “Family Process” を発刊するようになった。

この “the family process approach” の実績は、ケースワークにおける個人処遇方法を、その家族における社会的環境の変容を中心とするいわゆる “family-centered casework” への方向を決定的ならしめる重要な動機となった。“Family Process” 誌第一号 (1962年) に載せられた編集者 Jay Harley の “whither family therapy” (pp. 69—100.) は、家族過程的接近方法の根拠を次のように述べている。「個人における精神病理は、彼がその親密な人々との関係をどういうやり方で取扱っているか、それら親密な人々が彼をいかように取扱っているか、また他の家族成員

が、相互関係のなかで彼をどのように取扱っているか、ということの所産である。さらにまた、個人の症候的行動となって表われ得るものは、特定の家族組織の持続的機能にとって必要なのである。それゆえ、個人における変化は、その家族組織に変化がおこる場合にのみ生ずるのであって、個人における変化への抵抗は、このグループとしての家族の影響力に集中される」(ibid., p. 70.)。Harley はまた、編集者の地位を辞するに当って記した “An editor's farewell” (*Family Process*, vol. 8, 1969, p. 151.) に、一層明瞭に「問題は、個人の生活状況を変化せしめることであり、彼をその局面から引抜いて彼を変化させようとするものではなかった」と述べている。その主張するところは、家族過程の力動的関係を的確に記述するためには、従来の精神分析的人格理論を修正する必要があることを強調しようとしているのである。この見解は、おのずから結婚セラピーへの進路を取らざるを得ず、家族セラピーと結婚セラピーとは、共通の基礎理論に立つ訓練機関をもたず、それぞれの領域の独立の開拓方法を余儀なくされてきたために、その経路を異にする発達歴を背景としてはいるが、この家族過程的接近方法を媒介として、次第に共通の地盤に結ばれることになってきたのである。前述の AAMFC において、結婚カウンセラーと家族カウンセラーとが、同一組織の傘下に統一せられたことのもつ意義は、まことに重大である。

### 3. 日本における結婚カウンセリングの今後の方向

今後の日本の結婚カウンセリングの発展方向は、英米に比較して未だ初期的水準に低迷するわが国の家族ケースワークの動向に制約せられ、英米と同一の進歩過程を経過するであろうとは考えられない。しかし英米のように、30~40年間の家族セラピーと結婚セラピーとの別箇の発展を経験した科学的背景の特殊性をもたないわが国では、結婚カウンセリングは、家族ケースワークとほぼ共通の理論的基礎に立って、その実践方法を開拓することになると考えられる。英米では、家族セラピーは精神力学的基礎を中心とし、結婚セラピーは家族社会学もしくは臨床心理学に理論的基礎

を求める傾向があったが、そのような基礎科学の選択は、それらの国で家族セラピーが主として問題児童をもつ中産階級家族に焦点を当て、結婚セラピーは、upper middle の郊外居住家族や大学にある夫婦向けの活動を中心としたことと密接な関連をもっていた。かかる社会階層的な偏向と同時に、それらの理論的基礎が十分な調査方法論をもたず、また理論構築にも、隣接科学との歩み寄りを欠き易い狭隘な個別科学への集中にとどまる傾向を脱し切れなかったことが、英米の家族および結婚セラピーの実践科学としての有効性発揮を妨げる大きな原因となってきたように思われる。

しかるに先に記したように、経済成長の急進に伴う家庭崩壊現象の拡大と、離婚率の逐年の増大傾向とは、対象者個人の陳述に依存する個別的方法では、対応に不十分であり、問題家族の臨床実践には、家族成員の現実に進行する相互作用と、その過程に治療的に介入するための一層進んだ技術の開発のためには、より広範囲な社会的調査の必要が痛感され始めたところへ、コンピューターを駆使する新しい社会福祉調査研究が進み始め、社会調査技術の進歩は、人間行動科学の発展による人間行動の諸要因の総合的把握の不可避であることを、次第に強く理解せしめるようになったため、この十年間ほどのあいだに、心理社会的接近 (psycho-social approach)、即ち単に心理学や社会学のみではなく、ひろく経済的、また文化的、価値的側面をも包含する総合科学的な理解方法が、家族および結婚セラピーのいずれの側にも常識となり、研究者が治療的介入に際して、自己の所属する個別科学の立場からの狭い対象分析方法に立てこもることの誤りを認めて、対象者の実際の家族相互作用の事実それ自身を、謙虚に見守る方向へ転換しはじめるようになってきた。家族関係を重視する一般的傾向は、このような対象者本位の事実認識の重要性の自覚の所産でもあって、そこから、社会に続発する家族崩壊や離婚への対応には、家族単位の改変を抜きにしては、個人を援助することができないという今日の研究態度が、導き出されてきたのである。

英米におけるこの家族および結婚セラピーの現実認識における歩み寄り、研究歴浅く、過去に両者分裂の経験をもたぬ日本の研究者には、却っ

て容易に統一的に受け入れられ易い状況にあるとすることができるであろう。即ち私たちは、結婚カウンセリングを、家族ケースワークの一環として位置付け、その基礎科学としては、最新の行動科学を探求し、しかも米国のように実践対象を階層的に上・中層に限定する歴史的因縁をもたず、却って社会下層に緊急課題を見出す日本の家族ケースワークの特殊性から、経済的要因に英米よりも一層鋭いまなこを向ける日本独自の結婚カウンセリングの方法を追求することになるであろうと考えられる。このような方向を辿ることなくしては、増大する結婚危機に、正確に、積極的に対処することは不可能であるといわなければならない。

結婚セラピーとしての含蓄をもつ結婚カウンセリングは、結婚状況の変更をその主要焦点とする治療的介入である、と定義することができよう。その目標とするところは、夫婦が相互に婚姻上の相互関係をよりよく理解し、相互の諸欲求をたがいに満足せしめることによって、配偶者相互の関係における成長と発達とを極大化しうるよう、夫婦を援助することである。この目的に叶う適切な技術としては、全過程を通じて、主として夫婦を共に同時的に取扱い、単なる相互作用 (interaction) のみならず、相互影響作用 (transaction) を組織的に進める “the transactional system approach” と呼ばれるものである。Olson 報告によれば、AAMFC に属する結婚セラピストは、そのインタビューの85%までは、夫婦もしくは家族との合同セラピー (conjoint therapy) の形をとっているのに対して、AAMFC に所属しつつ、みずからを専門職としての結婚セラピストと認めていないセラピストの場合には、53%が合同セラピーで、47%は個別処置を用いているという (Olson, op. cit., pp. 510~511.)。E. H. Couch, *Joint and Family Interview in the Treatment of Marital Problems*, 1969. は、The Family Service Association of America による共同結婚セラピーの方法の有効性に関する146の機関の調査にもとずいて、殆んど大部分のセラピストは、その治療に当って、単独および合同結婚セラピーの併合使用をおこなっているが、断然後者の有効性を認めていると報告している。この合

同的方法は転位や逆転位を最小限に抑え、葛藤を除去し、現在の関係に集中させ、夫婦の相互作用のパターンを変更するために、特に役立つと考えられる。

合同結婚セラピーの進行に際して、二人のセラピストのチーム・ワークを実施することが、家族心理療法を有効ならしめるために、極めて効果があるというのが、近年の諸文献の共通に強調する点である(T. P. Bellville *et al*, Conjoint marriage therapy with a husband-and-wife team” American Journal of Orthopsychiatry, 1969, vol. 39 pp. 473—483. 参照)。その他、新しく試みられつつある治療方法としては、結婚グループ・セラピーや、ロジャースの対象者中心的技術を活用して、配偶者相互が非審判的聴き手として、相手の感情を自由に表現し、明確化に導く「準相互作用的接近(the quasi-interaction approach)」の方法など、種々の工夫が開発されている。

#### 4. 調査・理論・実践の統一的活動

この十年間に米国の結婚セラピーにおいて生じている顕著な現象は、一対一の治療法が急速に後退して、家族を一グループとして取扱う処置方法が花形として登場していることであろう。これを軸として、家族問題の類型的相違に應ずる幾多の新方法が実験されている。原理的確立の未だおこなわれない段階では、理論的に可能なおよその進路を仮説をもって設定し、これに添う新方法を試みるよりほかはないからである。対象者の主体的・心理的側面と客体的・社会的側面との結合の諸段階に対応して、“intrapyschic”, “inter-personal”あるいは“situational”というような諸要因のいずれかを重視する方法が編みだされるが、その全体に共通することは、家族こそ個人的精神病理の病因学における原因とみるべきものであり、従って家族成員に最も有利な方法としては、家族自体を直接に治療に参加せしめることである、という考え方である。

そこから編みだされる主要な治療方法としては、四種、即ち第一は、既述の「合同家族セラピー」であり、第二はセラピストのチームワークにより家族成員たちを取扱う「複合的衝撃セラピー(multiple impact therapy)」, 第三は、単に核

家族にとどまらず、拡張家族や友人、近隣の人々をも包含する「近親ネットワーク・セラピー(kin network therapy)」, 第四は、3～4人乃至5～6人の家族を同一グループに結合する「複合的家族集団セラピー(multiple family group therapy)」である。

世界的傾向としての離婚上昇の動きは、その由ってきた原因の深刻さのゆえに、結婚カウンセリングあるいは結婚セラピーの工夫をいかに高めるとしても、それだけでは、なにほどの解決をもたらすこともできないかもしれない。現代の離婚要求には、過去の因襲的な結婚観を破ろうとする真剣な努力も含まれていよう。しかしそれよりも一層深刻な問題は、経済成長の波濤に押し流される人格主義的結婚観の崩壊であり、官能主義や肉体主義の文学に象徴されているような、肉欲と人間的自由欲求との混同であり、社会体制の疎外現象によって歪曲される人間本質の忘却態、つまり感覚的陶醉への逃避である。真実の結婚を要請する一層の根源的な渴望が、環境の世界の社会秩序の改革によって、体制的に外界から支えられるにいたるまで、結婚のこの不安定状態は地鳴りを止め得ないかもしれない。その根深い離婚原因の存在に較べて、結婚カウンセリングの営みはあまりにも進歩遅く、無力とさえ言うべきであるかもしれない。しかし結婚の真の幸福が、単一婚(monogamy)における性と精神との人格的統一において、最高の充実と安定性をもち、またひとりの父、ひとりの母と、その子とのあいだの生理的および精神的な三位一体的関係が、人類の歴史とともに永遠不滅の真実性をもつことが、否定されない限り、結婚カウンセリングへの努力は、たとえ結婚危機がいかに広汎に視野を掩うことになったとしても、それにひるむことなく、自己の研究発展に無限の将来性と使命感を抱き続けることができるであろう。ただ率直に言って、今日の研究水準が、時代の要請を正面から引き受けるに足るほどの堅実且つ有力なセラピーとしての実質を、誇りうるまでには達していないことを認めないわけにはゆかない。

それでは、今後の結婚カウンセリングは、どのようにして科学的力量を高め得るのであるだろうか。David Mace も言っているように、「反発を恐れ



ず言わなければならないことは、結婚カウンセリングでは、実践が理論にはるかに先走りしているということである」(“Introduction.” in H. L. Silverman ed., *Marital Counseling*, 1967, xxx.). 総合的で包括的な理論構成のために、根本的に欠如しているのは、「学習理論 (learning theory)」の適用による行動変容の試みとか、結婚の力動的関係に対する Rogers 的な対象中心的接近方法というような、それぞれの特殊の接近を試みると同時に、それらのセラピー方法を進めるための理論的基礎の確立に向けて、概念的枠組みを設定するに足る結婚病理の調査研究を深める科学的努力であると思う。

もちろん、英米においても結婚カウンセリングのための調査が、この十年間にいくつも行われてきた。しかしそれは理論形成のため方法論的に必ずしも有効であったとは言えない。その多くは、G. Burton and H. M. Kaplan, “Group Counseling in Conflicted Marriages where Alcoholism is Present: Clients' evaluation of effectiveness.” *Journal of Marriage and the Family*, 1968, vol. 30: pp. 74—79. を一例として挙げるができるように、処置方法の有効性を調べるための結婚治療ケースのフォロー・アップを主とする調査水準のものであった。Burton たちは、個別カウンセリングを受けた144名の対象者と、グループ・カウンセリングを受けた61名の対象者とのフォロー・アップを続けた結果として、グループ・カウンセリングを受けた人々の方が、76%対57%の対比をもって、個別カウンセリングを受けた人々よりも有効であったという結果を得ている。

学問論からみて、結婚カウンセリングの理論構成は、現実の生活状況からの体系的把握を基礎とするものでなければならず、それには自然的場面での理論志向的調査 (theory-oriented research) ともいべきものが先行しなければならぬ。しかるに現在までのところ、調査者と実践家とは、相互に対して無関心に、別個の領域を独占していて、それが結婚カウンセリング理論の進展の妨げになっている。調査・理論・実践の三者の統一的活動があってはじめて、結婚カウンセリングは固有の力を発揮しうるのである。この際、理論と実

践とのつなぎ役を演じるのは、調査者の立場である。調査者は、実践家と歩み寄り、そのクリニックのなまのデータを活用することが重要である。調査者が大学勤務者である場合、結婚問題の知的性格から、心理学者の場合と同じように、大学生およびその周辺を調査対象にし易いけれども、これは調査範囲を特殊領域に限定し、調査の有効性を阻害する。現実の生活状況のながの調査こそ、実践理論確立の前提条件とならなければならない。先に述べた結婚セラピーと家族セラピーとの歩み寄りの事実こそ、ここでは重要な意義をもつ。家族セラピーの方が、生活状況の実態把握では、結婚セラピーの場合よりも、実状に肉迫する程度が高いのである。

最近の米国や英国における社会福祉の発展的傾向の一つは、福祉的見地からの独自の科学的社会調査が進められるにいたったことである。わが国の社会福祉調査は、未だ簡単なアンケート・レベルを脱することができず、米国や英国のように、セラピーと結びついて、その評価調査を科学的に進め、セラピーそのものの方法論の練りあげに役立つものとはなっていないが、今後この方面での新工夫が大いに期待される場所である。

結婚カウンセリングの質的向上に明るい展望を与える接近方法としては、米国に急速に進みつつあるセラピーへのビデオ・テープの導入であって、治療の道具として活用されている。また模範的セラピー過程をレコードに録音して、カウンセラー訓練の資料に用いていることも、日本でもっと積極的に学びたい方法である。

結婚カウンセリングの発達は、問題夫婦へのセラピー目的のみではなく、結婚前カウンセリングの積極化によって、C.E Vincent, “*Mental Health and the Family*.” *Journal of Marriage and the Family*, 1967, vol. 29, pp. 18—38. に解説しているように、健全な結婚への基礎を築くことにある。近年、米国で普及しつつある感受性グループ (sensitivity group) 方法による結婚前カウンセリングのプログラムは、私の翻訳した Clark Moustakas, *Individuality and Encounter*, 1968, Chapter 4. を参考にして、実施することができるであろう。

David H. Olson が前掲論文の末尾に述べてい

ることは、印象深い。曰く「終りに臨んで、人はこれらの成育しゆく専門職について、同情と熱意とを寄せずにはいられないであろう。今日の若者のように、これらの専門職は、自分自身の **self-identity** や、自己のユニークな潜在能力に向って、真剣に戦っているのである。その新しいアイディアを求める精力的な探求心、古いアイディアへの創造的適応、また激しい実験は、かれらの真

髓なのである。かかる勢力と可能性とをもって、これらの領域は、諸科学および社会への貢献を最大限ならしめるような方法で成長し、成熟してゆくことが期待される」(op cit., p. 530.)。私たちは次の道を歩き日本の開拓地的状況のなかにあって、一日もはやく、このような期待を寄せられる力量をもちたいと願っているのである。